

編集後記

年一回の刊行を目標にしてきた本雑誌も、第三号を迎えようやく定期刊行物としての体裁を持つことができた。感慨も一入である。

今号は、特集タイトルを「廃墟の空間論・帰郷の反美学」とした。「帰郷」という物語は故郷という空間が無くては成立しない。しかし、戦後の日本はそうした還るべき故郷を喪失した空間でもあった。それは物理的な空間の破壊だけでなく、共同体そのものの喪失をも意味する。人々は「帰郷」を果たす為に、廃墟の上に新たな（想像の共同体）を構築しなければならなかった。だとすれば、「帰郷」とはすでに単に帰属すべき場への帰還のみを意味するものではなく、なっているはずだ。

高木彬氏は稲垣足穂のテクストを手がかりに、戦時下の都市イメージに堆積する過去の記憶を読み取り、都市の風景が一個のメカニズムとして美学的に構築されていく過程を明らかにしている。池田啓悟氏の「播州平野」論は、宮本百合子が見た敗戦後の廃墟の風景

に刻印された被害と加害の重層性を浮き彫りにしていく。坂堅太氏は安部公房のラジオドラマ「開拓村」の分析を通じ、戦前・戦後、二つの「開拓」に挟まれた「引き揚げ」という物語が内包するナショナルな記憶を開示し、そこから取りこぼされていった、構造的な暴力にさらされた開拓移民の記憶を掘り起こしていく。今回の特集が、敗戦後七〇年を迎える我々の帰属意識そのものを改めて問い直す契機となれば幸いである。

また、今号には伊藤純氏による新発見の画像資料について、詳細をご報告いただいた。すでに新聞等でも記事になっているので、ご存じの方も多いかと思うが、貴司山治撮影による小林多喜二虐殺後の作家たちの集合写真について、未発表のバージョンを含むガラス乾板が、伊藤氏宅より発見された。多喜二虐殺にまつわる生々しい記憶がそこには焼き付けられている。事件に直面した人々の衝撃と怒りにぜひ触れていただきたい。

貴司関連の資料としてはもう一点、十六ミリフィルムとして遺された『岡山と高知 作家同盟の講演旅行、一九三二、十一—十二』

について、萬田慶太氏による研究ノートがある。貴重な映像資料であることは言うまでもないが、文学にとどまらず映像までを射程に収めた総合大衆芸術家としての貴司の活動を示すものとしても興味深い。

*

占領開拓期文化研究会では会員の入会も随時募集している。また、研究会内外からのご寄稿はもちろん、情報交換や研究成果発表の場として、今後も多くの方々のご協力を賜りたい。

*

昨年度の研究会活動記録は下記の通り。

●第17回占領開拓期文化研究会

日程 二〇一四年八月三日（日）

会場 立命館大学衣笠キャンパス学而館

2階・第2研究会室

・高木彬「稲垣足穂における戦時下のテクニクスケーブ」

・鄧麗霞「在満作家」牛島春子の女性文学——「女」をめぐる語る」

・友田義行「闖入者」から複数の「友達」へ——安部公房の小説・戯曲・映画をめ

ぐって」

●第18回占領開拓期文化研究会

日程 二〇一四年二月二〇日(土)

場所 京都工芸繊維大学(松ヶ崎キャン

パス) 東1号館501教室

・書評会 内藤由直『国民文学のストラテ
ジー——プロレタリア文学運動批判の理
路と隘路』(双文社出版)

書評者・和田崇、コメンテーター・村田
裕和

・栗山雄佑「目取真俊「希望」論—作品の
「攪乱」を考える」

・森祐香里「(肉体)を描くこと—野間宏「肉
体は濡れて」、「地獄篇第二十八歌」論—」

・坂堅太「(帰郷)できなかった引揚者た
ちの「戦後」——安部公房「開拓村」論

——」

●第19回占領開拓期文化研究会

日程 二〇一五年三月一日(土)

場所 龍谷大学大宮学舎南翼105教室

・平野織「デリダにおける配慮の哲学」

・藤原崇雅『「富士」論——武田泰淳と「精
神病理学」及び「精神病院批判」

・澤辺真人「アナキズム・天皇・母・革命
——戦後太宰治文学をめぐる」

・伊藤純『プロレタリア文化運動資料集
成』に見る運動の姿」

*

この一年間、会員の関わった刊行物は下記
の通り。

友田義行「地下茎状の原作—安部公房「友
達」論」(『文学』岩波書店 第15巻(第6号)
二〇一四年一月)

内藤由直「第七章 “戦後” のアンビバレ
ンス——五五年体制と日本国憲法の問題」、

「コラム4 戦後レジームとしての安保」(西
川長夫・大野光明・番匠健一編『戦後史再
考「歴史の裂け目」をとらえる』 平凡社
二〇一四年)

*

第二号は二〇一四年六月に無事刊行するこ
とができた。僅かであるが在庫もあるので、
刊行版を希望される方は編集部までお問い合
わせいただきたい。第三号のオンライン版は
六月頃公開予定である。資料の追加も予定し
ているので、是非ご覧いただきたい。(T)

*

第三号編集委員／白井かおり・鳥木圭太・
村田裕和

占領開拓期文化研究会会則

総則

第一条（会の名称）

本会は占領開拓期文化研究会と称する。

第二条（会の本部）

本会は別表に記載の代表幹事の所属研究室内に所在地を置く。

第三条（会の目的）

本会は昭和期日本とその周辺地域の占領と開拓に関わる芸術・文化の研究を目的とする。

第四条（会の事業）

本会は第三条の目的を達するために次の事業を行う。

一、研究発表会の開催。

二、機関誌の刊行。

三、その他必要と認められる事業。

会員

第五条（会員の資格）

本会は第三条の目的に賛同する個人および団体の会員をもって構成する。

第六条（会費の納入）

会員は付則に定める会費を負担するものとする。

第七条（会員の活動）

会員は本会の事業に参加し、機関誌の配布を受ける。

役員

第八条（役員）

第四条の各事業を遂行するために次の役員をおく。

代表幹事 一名

常任幹事 若干名

編集委員 若干名

研究会幹事 一名

監査 二名

第九条（役員任期）

役員任期は二年とする。但し研究会幹事は研究発表会とに改選する。重任および兼任を妨げない。ただし監査の兼任は認めない。

第一〇条（役員選出）

役員は総会において選出する。

総会

第十一条（総会）

総会は年一回開催し、当該年度の事業および翌年度の事業その他の事項について審議決定する。但し必要に応じて代表幹事は臨時総会を招集することができる。

会計

第十二条（経費）

本会の経費は会費・投稿料・寄付金・その他の収入による。

第十三条（会計報告）

会計報告は総会において行う。

第十四条（会計年度）

本会の会計年度は毎年四月一日に始まり、翌年三月末日に終わる。

会則の変更

第十五条（会則の変更）

会則の変更は総会において行う。

設立年月日

第十六条（設立年月日）

本会の設立年月日を平成二二年六月一日とする。

付則（略）

「この会則は二〇一三年九月一日より施行する。」

フェンスレス 第3号

2015年5月20日発行

編集兼
発行人 占領開拓期文化研究会代表 村田裕和

発行所 北海道教育大学旭川校 村田裕和研究室内
占領開拓期文化研究会

(〒070-8621 北海道旭川市北門町9丁目)

ホームページ <http://senryokaitakuki.com/>

ブログ <http://senryokaitakukibunka.blog.fc2.com/>

メール senryokaitakukibunka@gmail.com

印刷所 洛西プリント社